

平成25年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会 資料

～ 高松市屋外広告物条例の改正状況について ～

		目 次		
第1章	高松市屋外広告物条例の改正の位置づけ	1	7 許可申請手続き	13
第2章	高松市屋外広告物条例の改正フロー	1	8 適用除外（許可申請手続きが不要なもの）	13
第3章	現行の高松市屋外広告物条例の規制・誘導内容等	2	9 許可期間	13
1	屋外広告物の表示・設置に関する規制内容	2	10 許可申請手数料	13
2	屋外広告物の表示・設置状況	3	第5章 屋外広告物の適正化に向けた取組	15
3	現行の屋外広告物条例における課題	4	1 既存不適格広告物への対応	15
第4章	具体的な規制・誘導内容の見直し（案）	5	2 既存不適格広告物改修等補助制度（仮称）の創設	15
1	規制対象地域	5	3 是正指導事務の見直し	16
2	地域特性（都市計画制度）に応じた許可・禁止地域の指定	5	4 継続的な周知啓発	17
3	【上乘せ基準】交差点規制の見直し	7	5 表彰制度（美しいまちづくり賞（旧都市景観賞））	17
4	【上乘せ基準】栗林公園からの眺望景観の保全	9	6 屋外広告物デザインガイドライン（仮称）の策定	17
5	【上乘せ基準】色彩基準の導入	9	第6章 規制・誘導内容の見直しに関するこれまでの経緯	18
6	許可基準【上乘せ基準等を反映】	11	第7章 今後のスケジュール（案）	18
			参考資料 高松市の土地利用規制状況（都市計画制度）	19

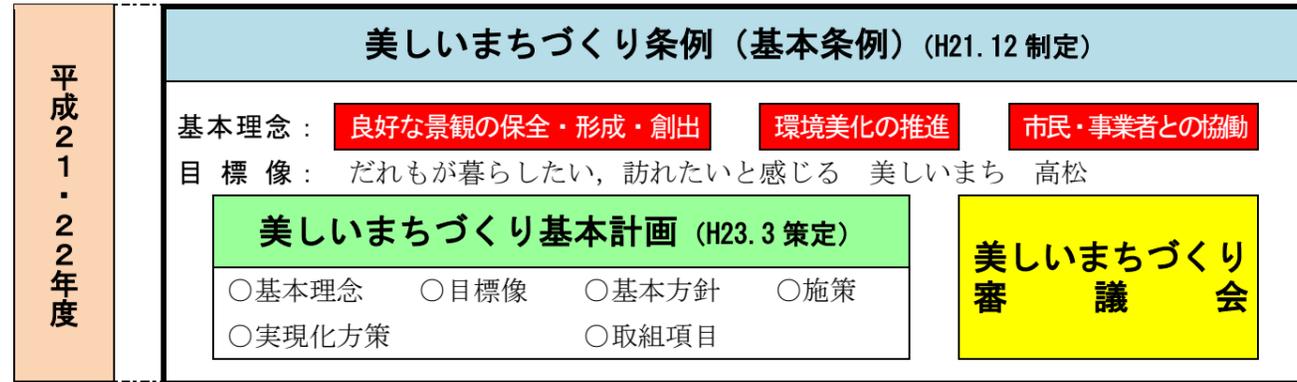
平成25年7月26日（金）

高 松 市

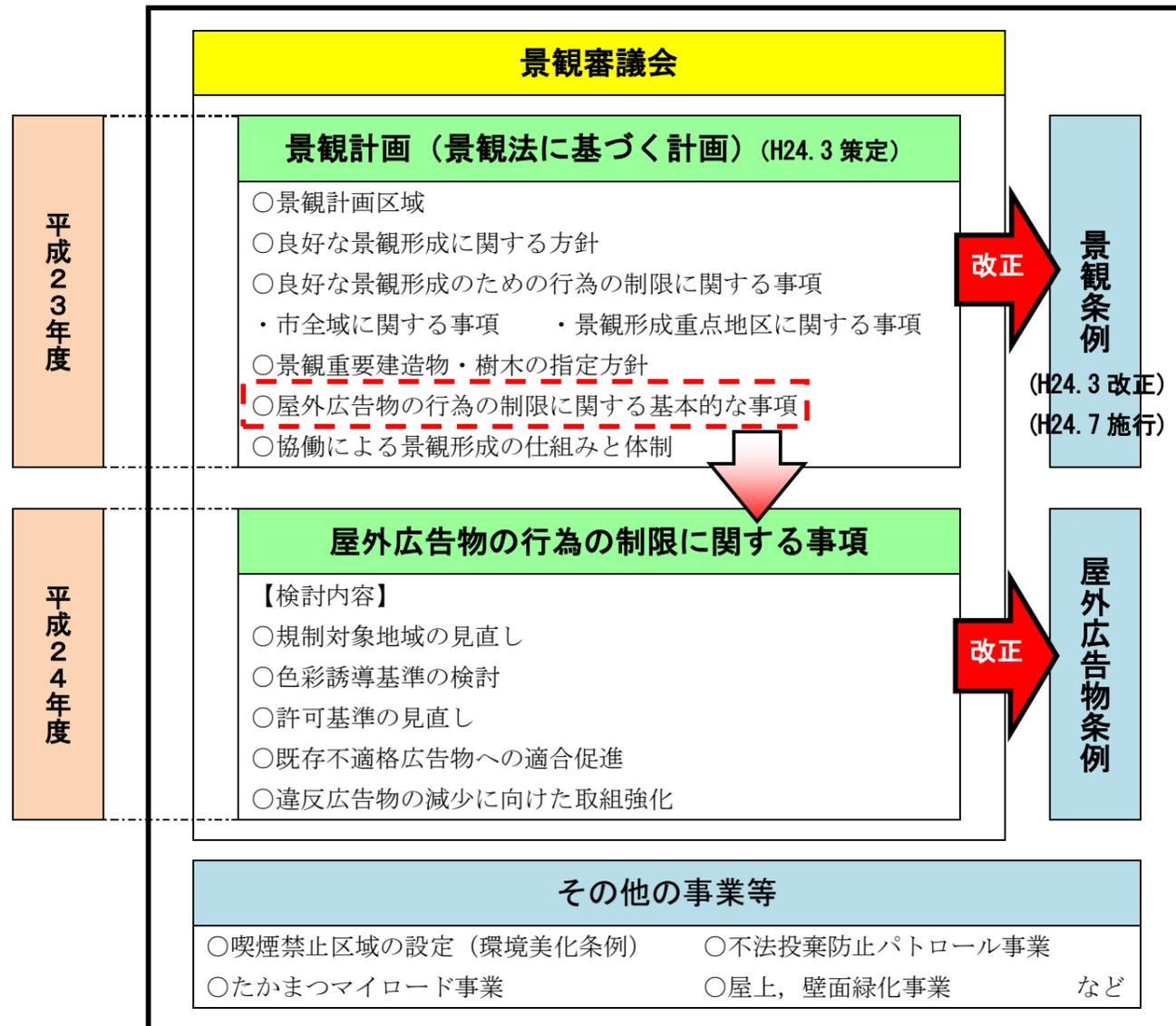


第1章 高松市屋外広告物条例の改正の位置づけ

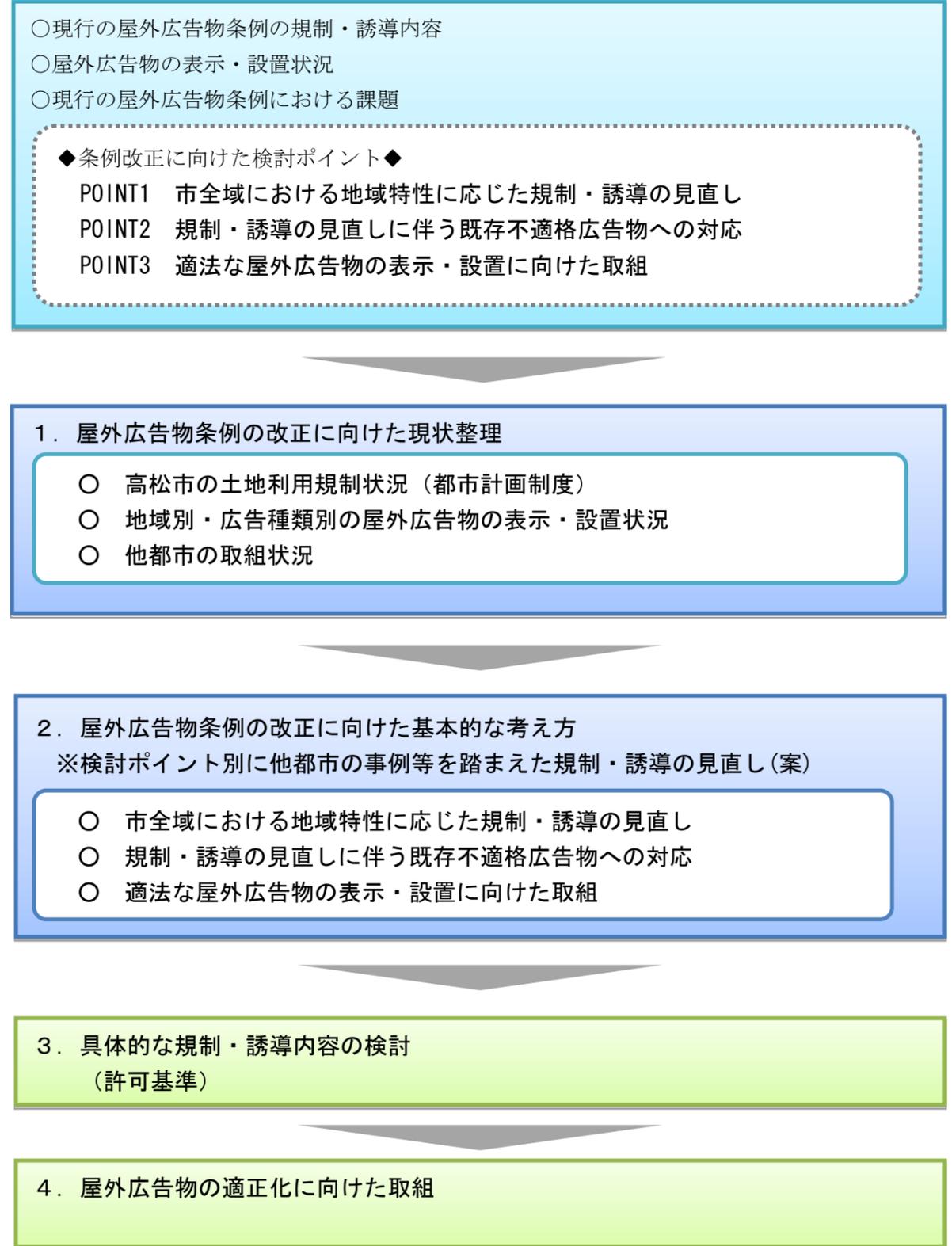
■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について



▼ 基本計画に定める目標を推進するための方策 ▼



第2章 高松市屋外広告物条例の改正フロー



第3章 現行の高松市屋外広告物条例の規制・誘導内容等

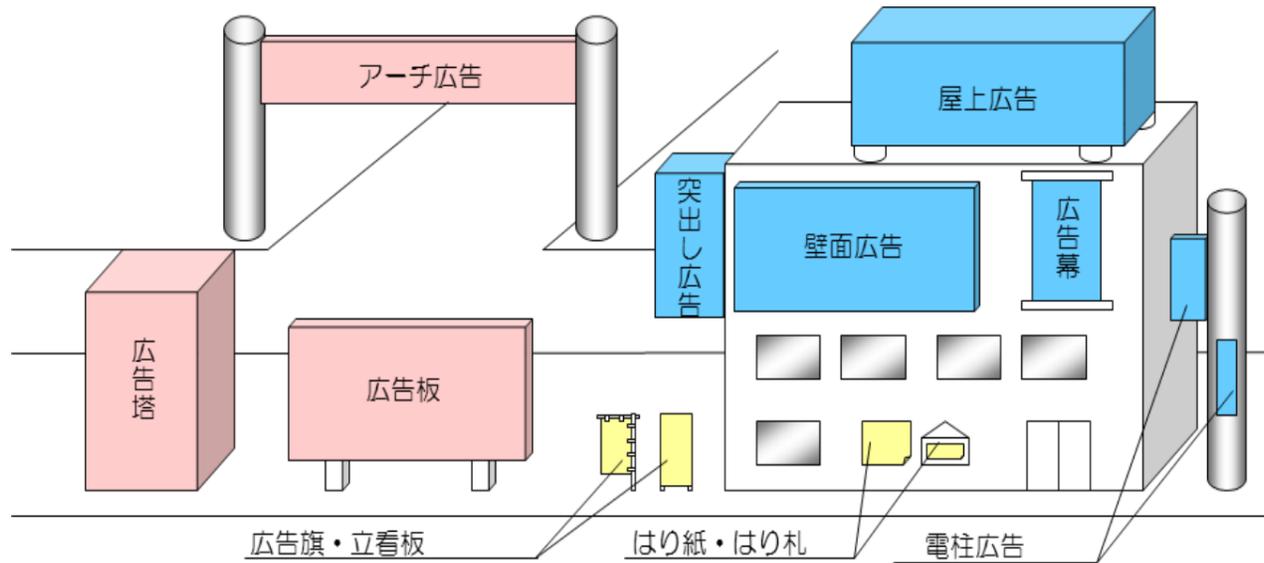
1 屋外広告物の表示・設置に関する規制内容

(1) 規制対象地域

区分	区分内容
許可地域	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域 <input type="checkbox"/> 第3種許可地域
禁止地域	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 文化財保護法により指定された地域 等

(2) 規制対象物件

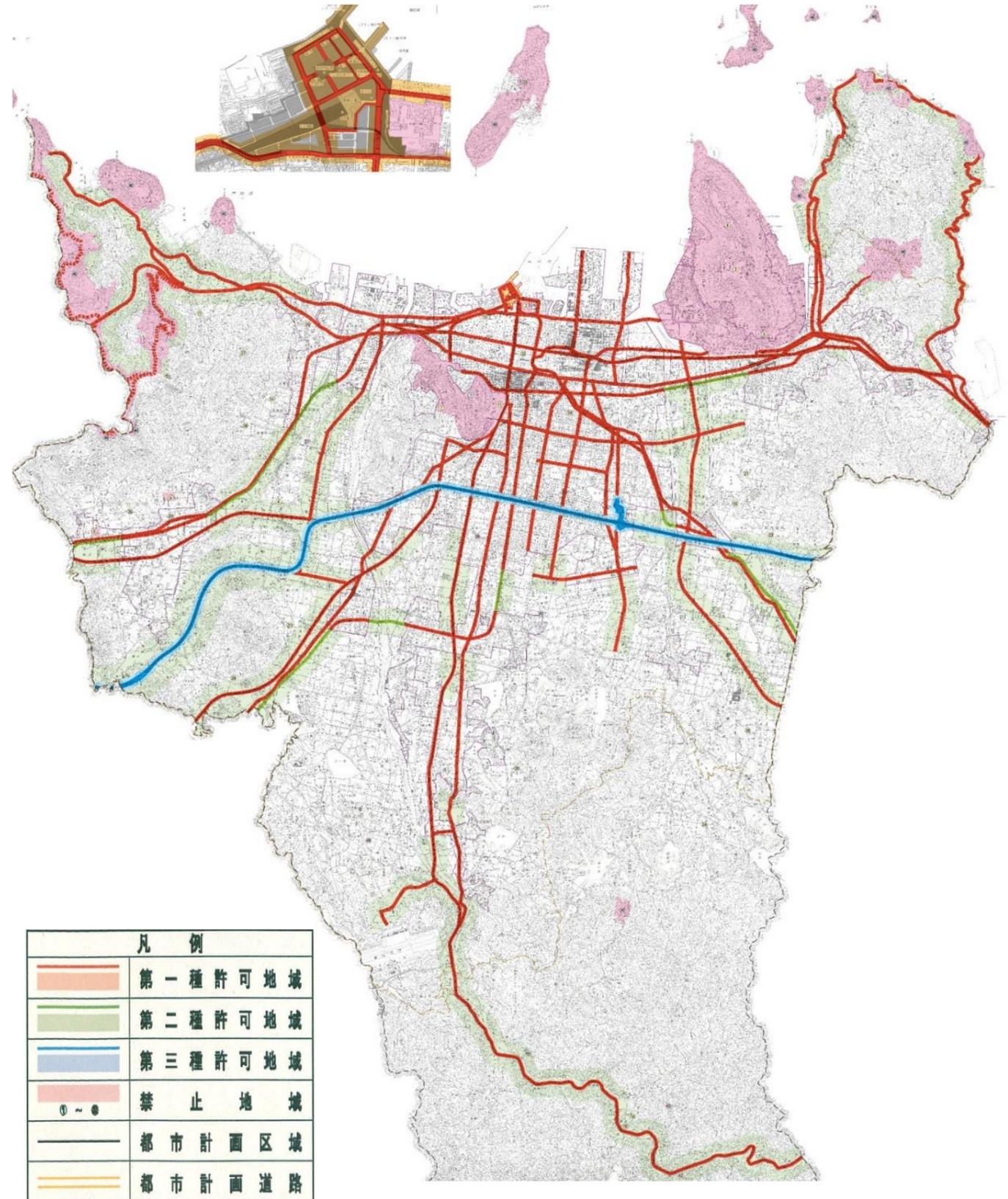
区分	区分内容
野立広告物	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告
建築物等 建利用広告物	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 電柱広告
簡易広告物	<input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗



(3) 規制区分

区分	区分内容
自家用広告物	自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物
一般広告物	自家用広告物以外の広告物

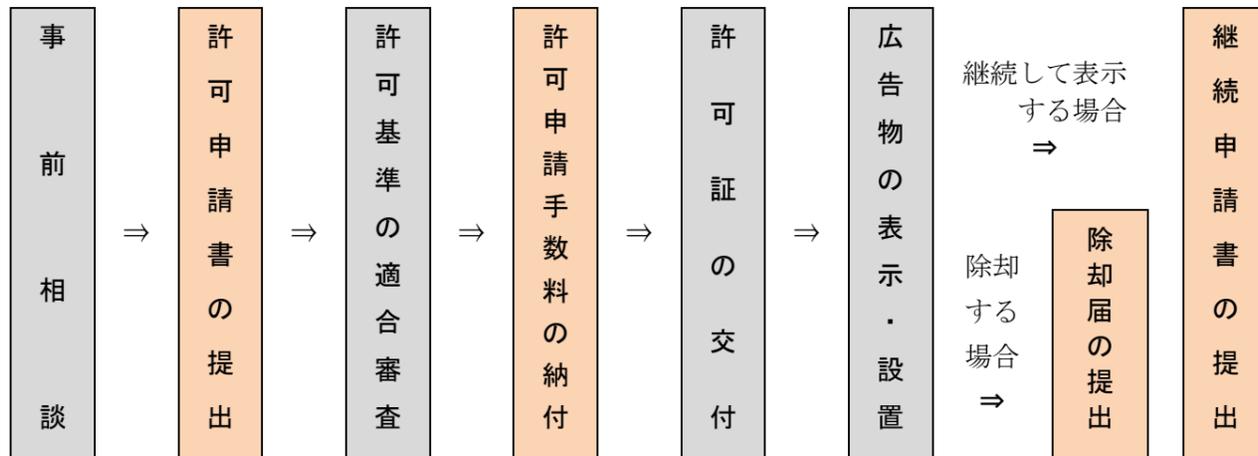
■規制図



(4) 許可申請の手続き

規制対象地域内において、屋外広告物を表示・設置する場合（適用除外を除く。）には、事前に『許可申請書』を提出していただき、許可基準への適合審査、許可申請手数料の納付を確認の上、許可証を交付しています。

■申請手続きの流れ



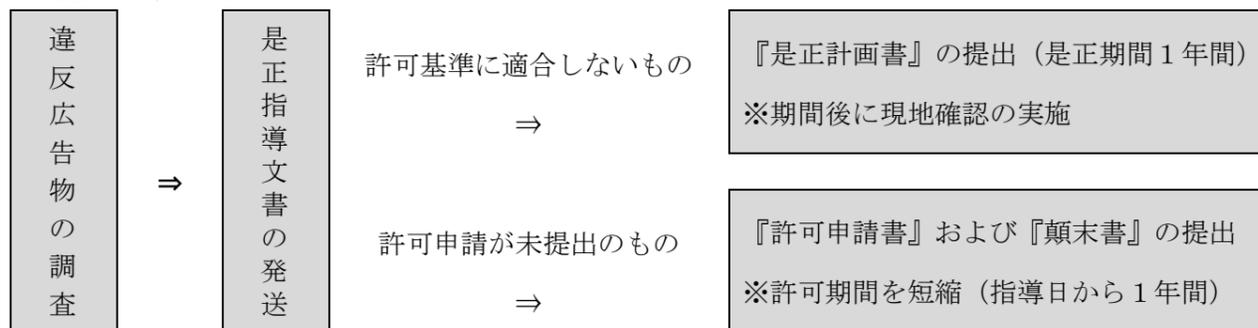
(5) 許可期間

対象物件	許可期間
<input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗	60日以内
<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> 電柱広告	3年以内

(6) 違反広告物の減少に向けた取組（是正指導）

市全域を対象に、定期的なパトロールを実施することにより、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

■是正指導の流れ



2 屋外広告物の表示・設置状況

(1) 市全域における屋外広告物の設置状況について

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
市全域	35,070	100.00	31,820	90.73	3,250	9.27
規制地域内	17,150	48.90	15,040	42.89	2,110	6.01
規制地域外	17,920	51.10	16,780	47.84	1,140	3.26

※電柱広告および簡易広告物は除く。

(2) 規制地域内における屋外広告物の設置状況について

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況（全体）

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内	17,150	100.00	15,040	87.70	2,110	12.30
許可済	1,290	7.53	700	4.09	590	3.44
既存不適	220	1.28	140	0.82	80	0.46
違反広告	2,880	16.79	1,360	7.93	1,520	8.86
適用除外	12,980	75.68	12,980	75.68		

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況（許可地域・禁止地域別）

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内	17,150	100.00	15,040	87.70	2,110	12.30
許可地域	16,500	96.21	14,480	84.43	2,020	11.78
許可済	1,270	7.41	680	3.97	590	3.44
既存不適	210	1.22	130	0.76	80	0.46
違反広告	2,710	15.80	1,280	7.46	1,430	8.34
適用除外	12,520	73.00	12,520	73.00		
禁止地域	650	3.79	560	3.27	90	0.52
許可済	20	0.12	20	0.12		
既存不適	10	0.06	10	0.06		
違反広告	170	0.99	80	0.47	90	0.52
適用除外	460	2.68	460	2.68		

表示・設置禁止

3 現行の屋外広告物条例における課題(検討ポイント)

POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し (規制地域の拡大, 許可基準の見直し, 色彩基準の導入)

(1) 市全域における屋外広告物の規制・誘導

① 規制対象地域外における屋外広告物の規制

現行の高松市屋外広告物条例の規制対象地域は、高松自動車道を初めとする主要な幹線道路沿線や鉄道沿線、風致地区、文化財保護法により指定された地域、国立公園等に指定された地域等を対象としており、それ以外の地域は、規制適用の対象外としています。

今後、景観施策の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、規制対象地域を見直し、建築物等と一体的に規制・誘導を図る必要があります。

② 禁止地域における一般広告物の取扱

現行の高松市屋外広告物条例において、風致地区や文化財保護法により指定された地域等については、禁止地域に指定し、一般広告物を表示・設置することができません。

しかし、禁止地域内における違反広告物（一般広告物）が数多く見受けられることから、その取扱について検討する必要があります。

(2) 地域特性に応じた許可基準の設定

① 都市計画制度に連携した許可基準の検討

現行の許可基準については、主要幹線道路の沿線等を基本に、第1種～第3種の許可地域および禁止地域を設定し、屋外広告物の規制・誘導を行っています。

景観計画において、その土地利用に応じた届出対象規模や景観形成基準を設定するなど、地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、建築物の高さなどの都市計画制度と連携した許可基準を設定する必要があります。

② 屋外広告物に色彩基準の導入

現行の高松市屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、個人の主観により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制適用の対象外としておりますが、その地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

景観計画においては、一定規模以上の建築行為については、採用できる建物の基調色の範囲を導入するなど、マンセル表色系による色彩基準を定め、その地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、色彩基準の導入を検討する必要があります。

POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応 (適合促進に向けた補助制度等の検討)

(3) 既存不適格広告物への対応

県条例において、表示・設置されていた広告物については、許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行条例への適合が課題となっています。

今後、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな「既存不適格広告物」としての取扱いとなることが想定されることから、許可基準への適合促進に向け、屋外広告物の改修に対する補助制度の創設等を検討する必要があります。

POINT 3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組 (申請手続きの見直し, 違反者への厳格な対応)

(4) 違反広告物の減少に向けた取組

① 許可申請と相違のある屋外広告物への対応

現行の高松市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示・設置する前に、許可申請書の提出を義務づけ、その審査後に、許可証を交付していますが、近年、職員によるパトロール時に、許可申請書に記載している表示内容や面積、高さや相違のある屋外広告物が見受けられます。

必要に応じて、許可の取消しを行うとともに、広告主および施工業者への是正指導を行っています。が、今後、建築行為と同様に完了届の提出を義務付けるなど、その実行性を担保する必要があります。

② 違反広告物に対する是正指導事務の見直し

定期的なパトロール等により、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

これまでの是正指導では、「広告主」が屋外広告物条例に違反していることを知らないものが多く見受けられるとともに、是正指導に従わない「施工業者」も見受けられます。

今後、適法な屋外広告物の表示・設置に向け、厳格な是正指導を実施するための、是正指導マニュアル等の策定を検討する必要があります。

第4章 具体的な規制・誘導内容の見直し（案）

1 規制対象地域

現行の屋外広告物条例では、高松自動車道を始めとする主要な幹線道路沿道や、鉄道沿道、風致地区、文化財保護法により指定された地域、国立公園等に指定された地域等を対象とした、バッファー（路線）型の規制を行っており、それ以外の地域は、規制対象外となっています。

美しいまちづくり基本計画に定める目標の実現に向け、昨年度、策定した「景観計画」に基づく建築物等の行為の規制対象地域と同様に、本市全域を対象とした屋外広告物の規制・誘導を図り、良好な景観形成を進めることとします。

□規制対象地域		現 行	
区 分	考え方 (対象範囲)	自家用 広告物	一 般 広告物
禁 止 地 域	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 文化財周辺等	○	×
許 可 地 域	第1種 <input type="checkbox"/> 主要道路沿線 30m	○	○
	第2種 <input type="checkbox"/> 主要道路沿線 30m～300m	○	○
	第3種 <input type="checkbox"/> 高速道路沿線 100m	○	○

禁止地域	<input type="checkbox"/> 現行の禁止地域は「 第1種禁止地域 」 <input type="checkbox"/> 主要交差点周辺を「 第2種禁止地域 」として 新たに追加
許可地域	<input type="checkbox"/> 現行の許可地域の区分を廃止し、土地利用（都 市計画制度）等を考慮し「 第1種～第5種許 可地域 」に区分

□規制区分

現 行	
自家用 広告物	自己の名称を自己の事務所等に表示する広告物
一 般 広告物	上記以外の広告物

2 地域特性(都市計画制度)に応じた許可・禁止地域の設定

現行の屋外広告物条例においては、主要な幹線道路沿線等を第1種～第3種の『許可地域』、また、風致地区や文化財保護法により指定された地域等を『禁止地域』として、許可基準を定めています。

「景観計画」においては、用途地域等の土地利用の形態に応じた届出対象規模や景観形成基準を設定するなど、地域の景観特性に応じたまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、地域の景観特性や用途地域等の土地利用を考慮した地域区分に基づく許可基準の見直しを行うこととします。

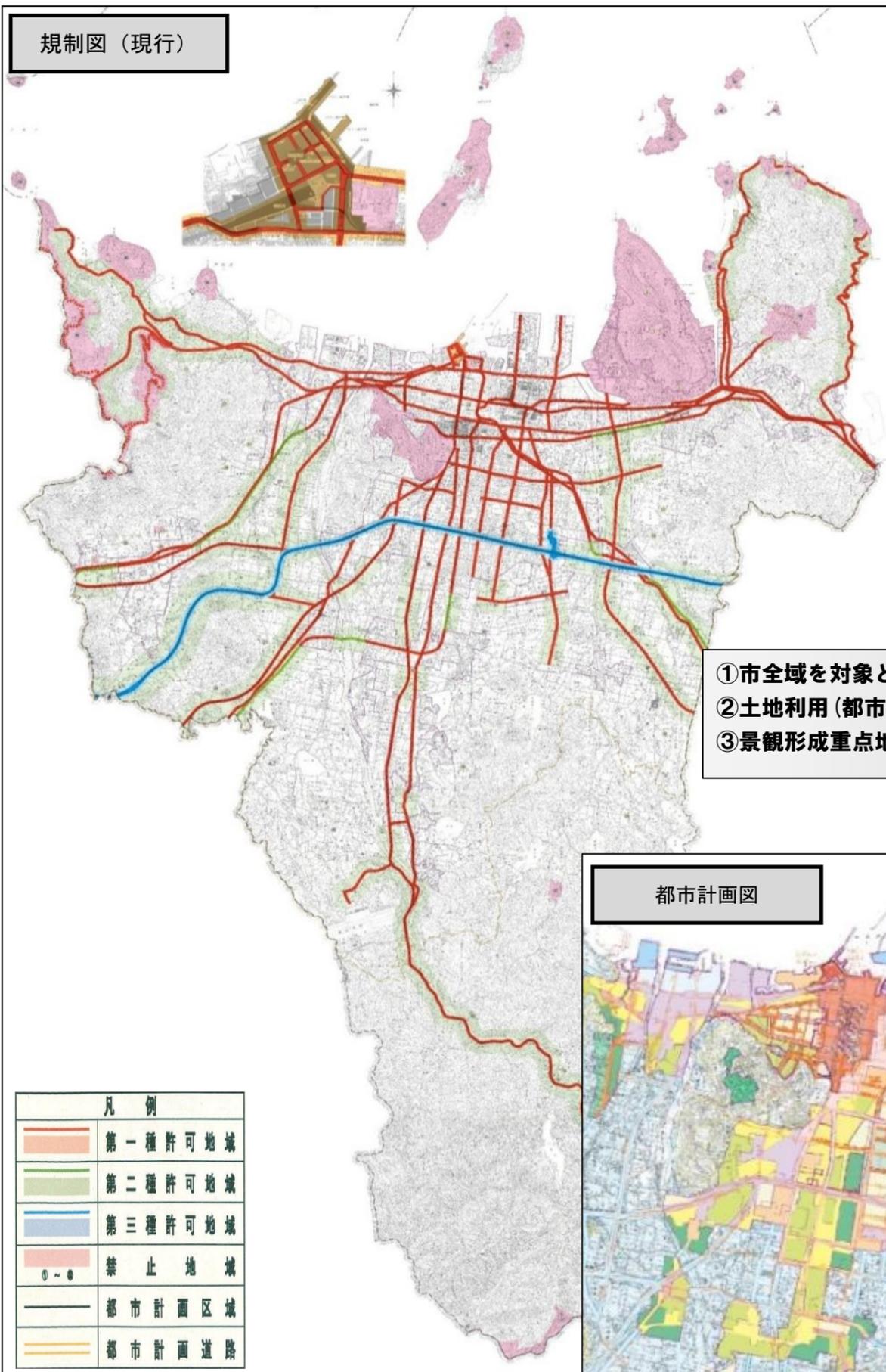
また、地域に応じた良好な景観の形成を推進するため、交差点規制等の上乘せ基準を設定することとします。

(詳細は次ページ以降参照)

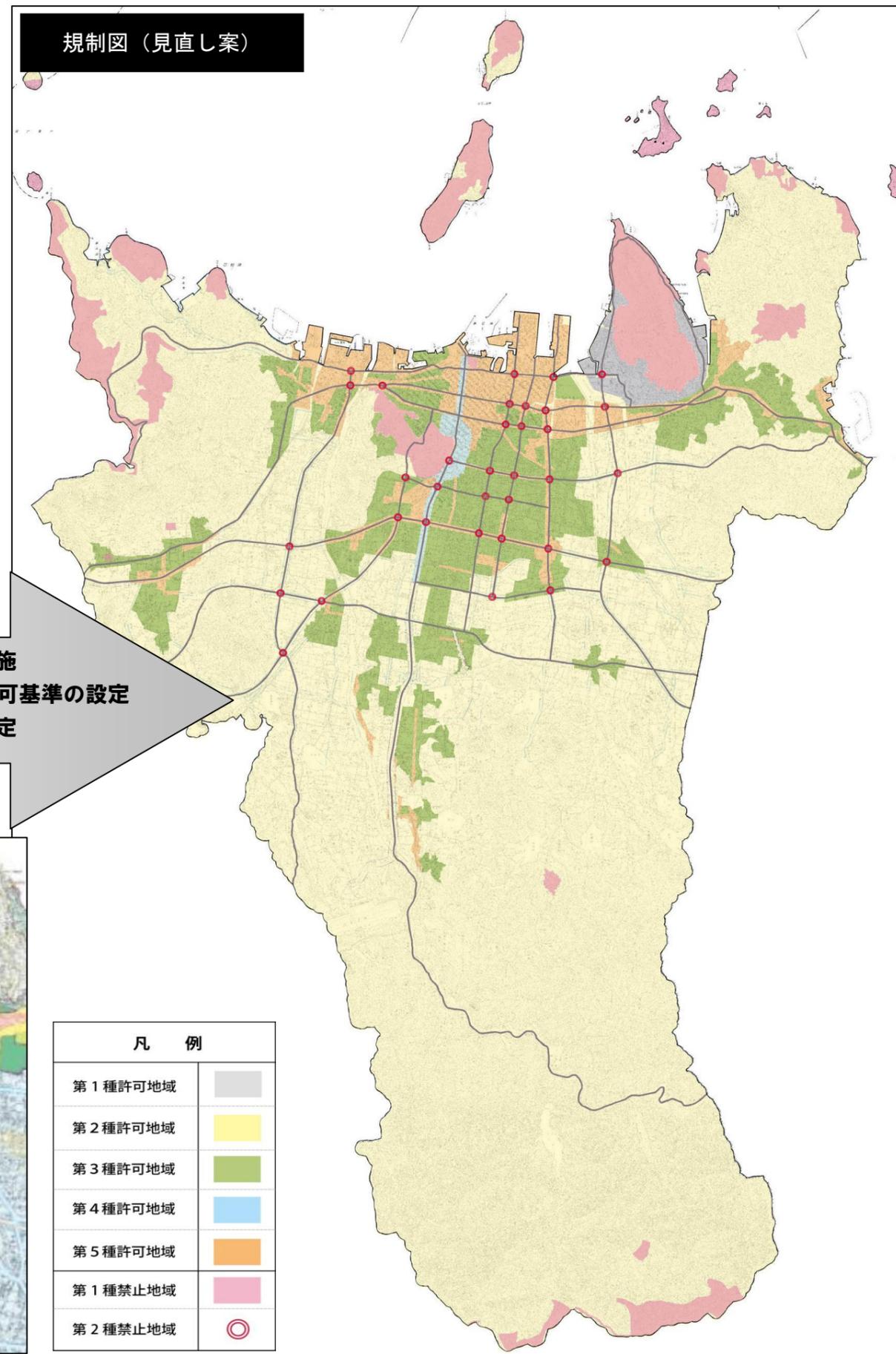
見直し（案）		規 制		区 分	地 域 特 性	対 象 範 囲	自家用 広告物	一 般 廣 告 物								
								そ の 他	案 内 用							
きびしい	禁 止 地 域	第1種	現行の禁止地域（ただし、屋島において、用途地域が指定されている地域を除く。）	第1種	現行の禁止地域の一部の区域（天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区を除く区域）	○	○	×	×							
										第2種	多くの人が目にする主要な交差点周辺	○	×	×		
	許 可 地 域	第1種	良好な景観形成に特に配慮し、広告物の表示を特に配慮すべき地域	第1種	天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区	○	×	○								
										第2種	良好な景観形成に特に配慮し、広告物の表示を配慮すべき地域	都市計画区域外	用途白地地域	○	○	○
第4種	良好な景観形成と経済活動との調和に配慮し、適切な規制・誘導を行う地域	○	○	○												
第5種	多様な商業施設等による経済活動に配慮し、適切な規制・誘導を行う地域				○	○	○									
ゆるやか	第1種	○	○	○												
					第2種	工業系地域 商業系地域	○	○	○							

見 直 し （ 案 ）		
自家用 広告物	現行と同じ	
一 般 広告物	(案内用)	事務所等への案内目的で表示する広告物（表示内容および事務所からの距離等の要件設定）【詳細は7ページ】
	(その他)	上記以外の広告物

規制図（現行）

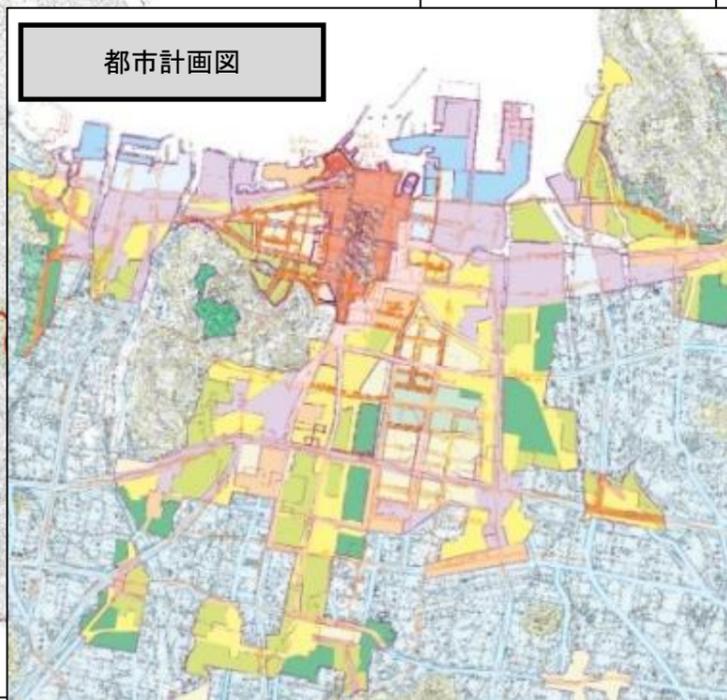


規制図（見直し案）



- ①市全域を対象とした規制・誘導の実施
- ②土地利用（都市計画制度）に応じた許可基準の設定
- ③景観形成重点地区は個別の基準を設定

都市計画図



凡 例	
	第一種許可地域
	第二種許可地域
	第三種許可地域
	禁止地域
	都市計画区域
	都市計画道路

凡 例	
	第1種許可地域
	第2種許可地域
	第3種許可地域
	第4種許可地域
	第5種許可地域
	第1種禁止地域
	第2種禁止地域

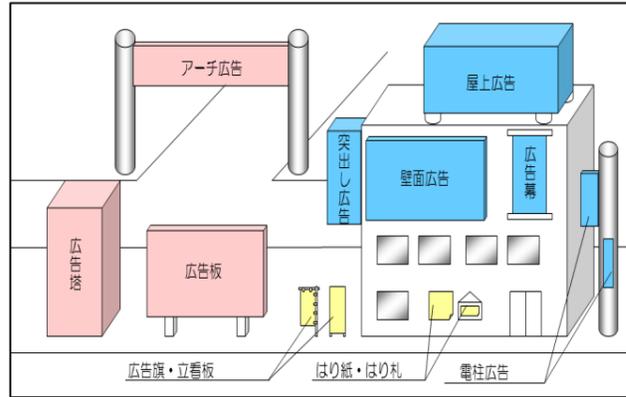
3 【上乗せ基準】交差点規制の見直し

現行の屋外広告物条例では、主要幹線道路の沿道を許可地域に指定し、道路の交差点から20m以内においては、一般広告物（広告板等の一部の種類）を設置することができません。

しかしながら、交差点においては、県条例からの既存不適格広告物や建築物等の壁面を利用した広告物などを含め、多数の一般広告物が乱立している状況です。

交差点において、屋外広告物が乱立することは、道路景観を阻害するとともに、交通の視認性の観点など、安全性を阻害する一因になることから、主要な交差点（※1）については、新たに禁止地域に指定し、一般広告物を禁止することとします。

また、その他の交差点についても、屋外広告物のサイン・道標としての役割を踏まえ、一般広告物（案内用）のみ設置を許可するなど、規制内容の見直しを行うこととします。



□交差点における一般広告物の規制内容（○：設置可能 ×：設置不可）

現 行			見 直 し（案）		
規 制 対 象 物 件		交 差 点	主 要 交 差 点 （※1）	そ の 他 の 交 差 点	
				そ の 他	案 内 用
野 立 廣 告 物	□ 広告板 □ 広告塔	×	×	×	○
	□ アーチ広告	○			
建 築 物 等 利 用 廣 告 物	□ 壁面広告 □ 屋上広告 □ 突出し広告 □ 広告幕	○	新たに 禁 止 地 域 に 指 定		
	□ 電柱広告	×			

規制対象物件の区分に関わらず一律の規制

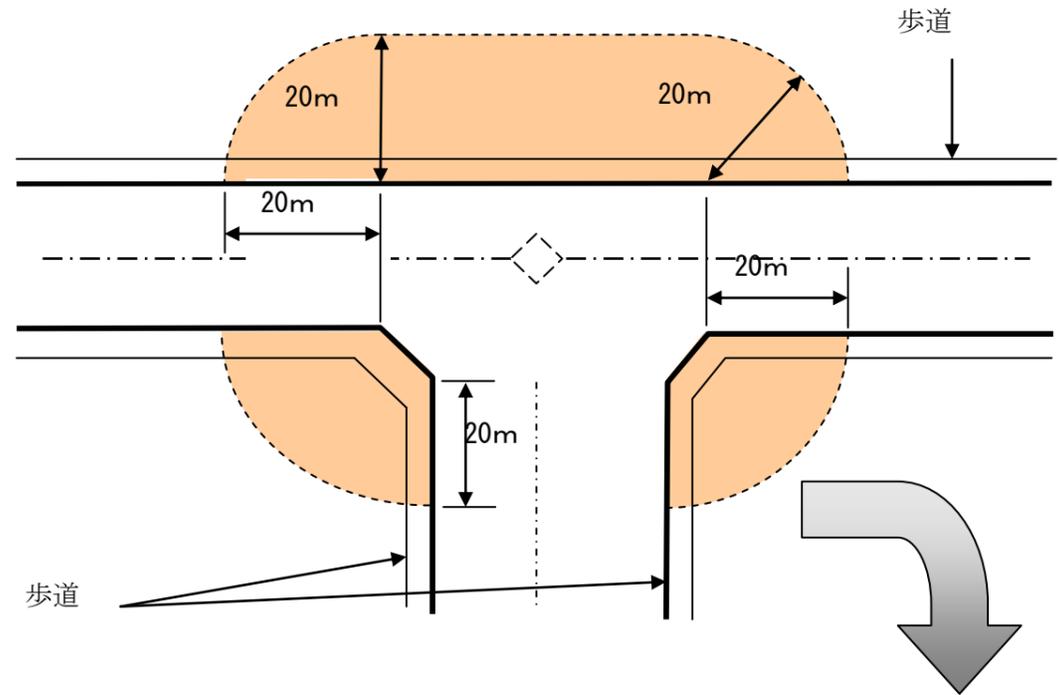
※1…主要交差点とは、4車線以上の道路が交差する交差点(右図参照)

一般広告物（案内用）の要件	
□面積	: 10㎡以下（1面5㎡以下）
□店舗距離	: 1,000m以内
□件数	: 4件以内（事業所（広告主）単位）
□色彩基準	: 適用
□表示内容	: 事務所の名称, 事務内容, 事務所までの距離, 電話番号, 地図 ※上記以外は表示不可（写真・絵等を含む。）
□除外規定	: ①商業地域を除外（案内用以外でも交差点内に設置可能。） ②地盤面から15m以上に設置されている広告物は、案内用以外も設置可能

交差点の定義および範囲

現 行

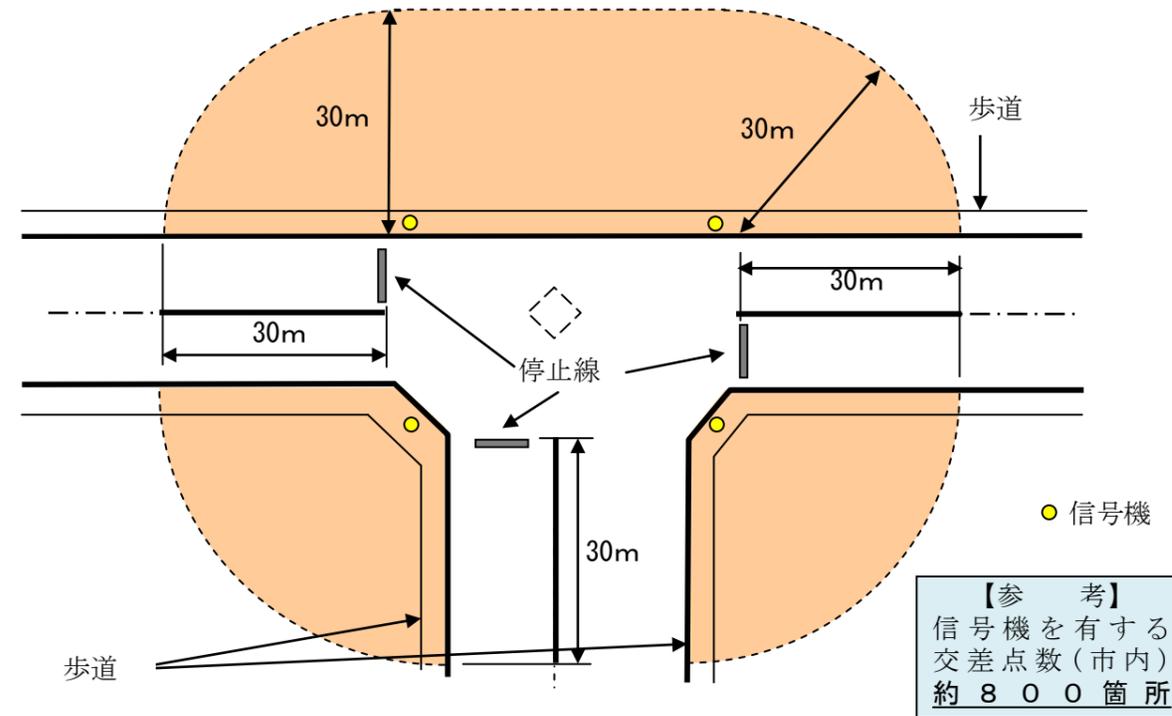
□幅員3m以上の道路が交差する交差点から20m以内が対象



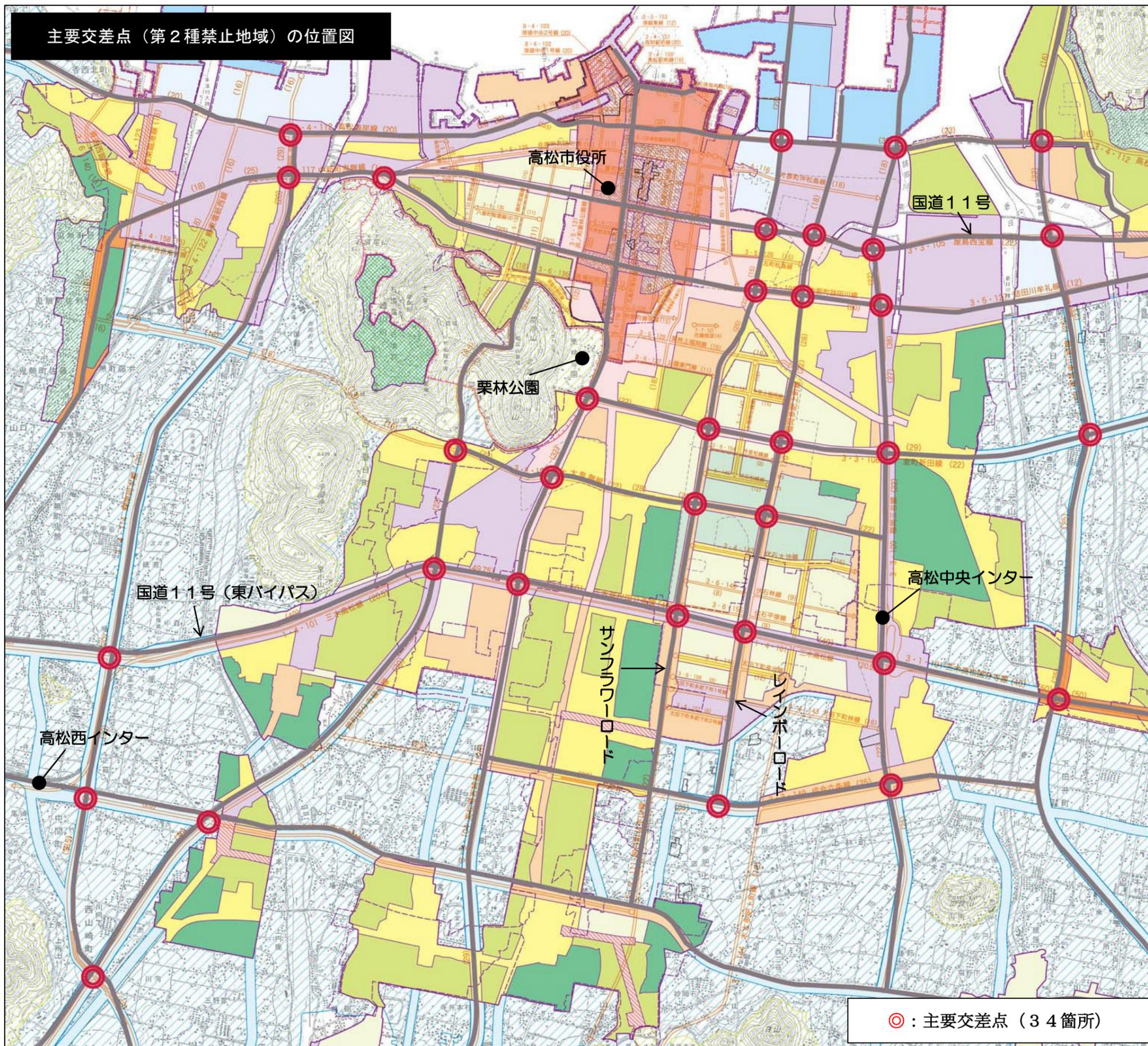
見直し(案)

□信号機を有する交差点（停止線）から30m以内（※1）が対象

※1…道路構造令にて滞留長（赤信号での、停止線から最後尾車両までの最大の距離）としての必要距離（30m）



主要交差点（第2種禁止地域）の位置図



◎：主要交差点（34箇所）

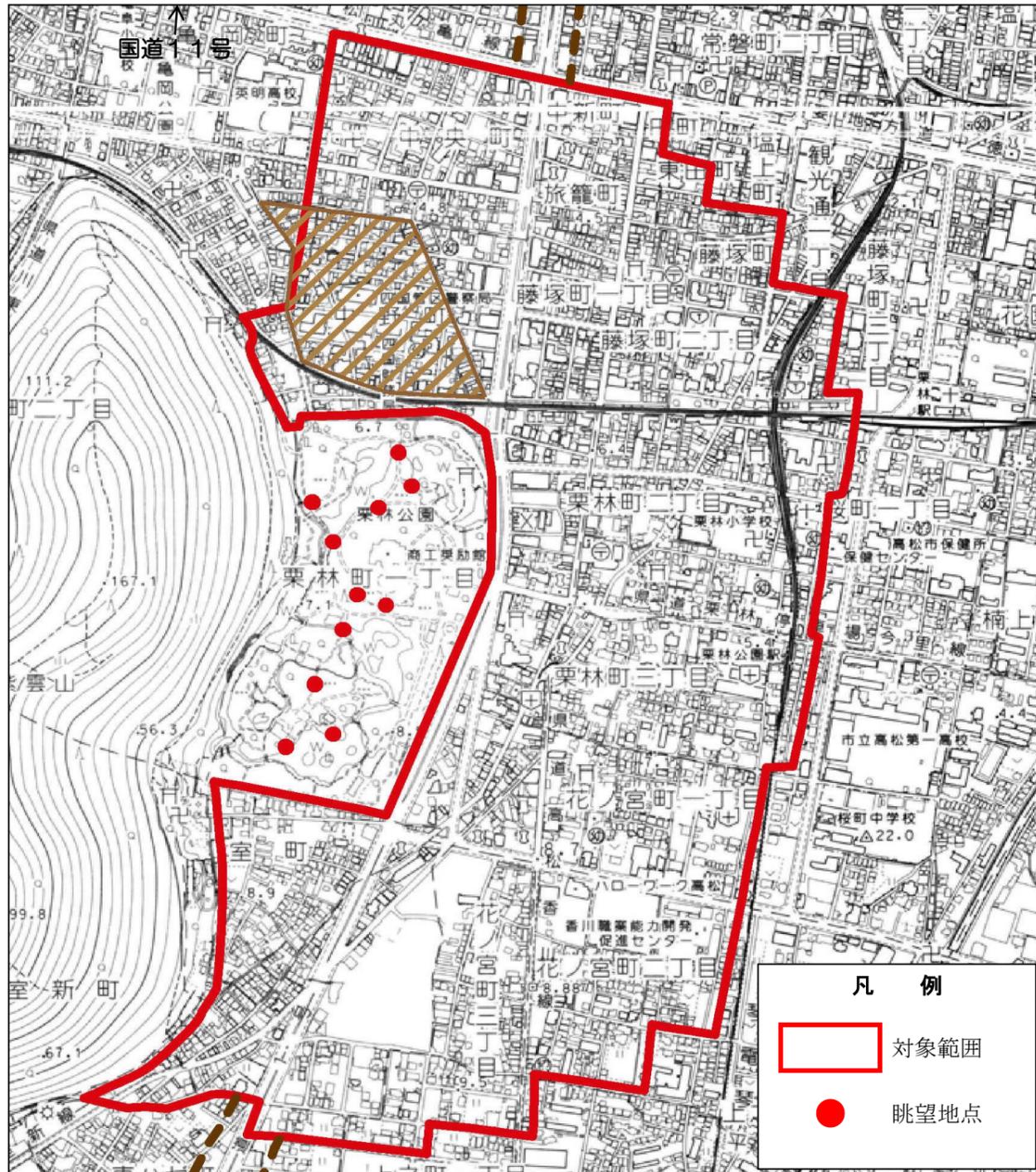
種類		記号	
都市計画区域界			
用途地域	第一種低層住居専用地域		
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
準工業地域および特別用途地区(大規模集客施設制限地区)			
工業地域			
工業専用地域			
特定用途制限地域	幹線沿道型	幅50m	
		幅30m	
	幹線沿道型以外	環境保全	
		上記以外	

4 【上乘せ基準】栗林公園からの眺望景観の保全

景観計画では、国の特別名勝である栗林公園からの眺望景観の保全を目的に、栗林公園から概ね500mの範囲においては、公園内の主要な眺望地点から望見されないことを基本とし、望見されるものについて勧告の対象としています。

栗林公園からの眺望景観の保全を図るため、公園内の主要な眺望地点から望見される屋外広告物を禁止することとします。

■位置図（栗林公園周辺景観形成重点地区）



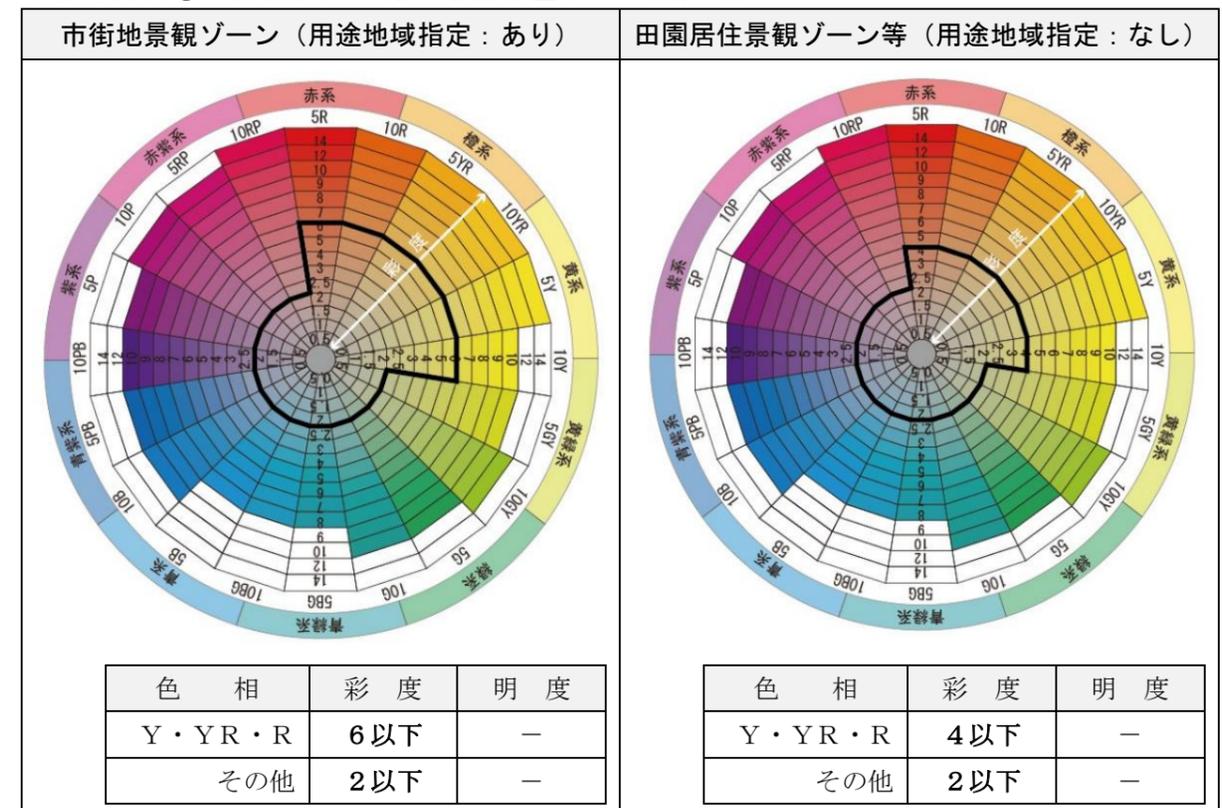
5 【上乘せ基準】色彩基準の導入

現行の屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、規制の対象外としていますが、地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

建築物等の色彩については、昨年度、策定した景観計画において、一定規模以上の建築行為を対象として、色彩基準を導入していることから、地域の景観に大きく影響を及ぼす屋外広告物についても、色彩基準を導入するものです。

具体的には、現行の禁止地域や自然景観が広がる地域、また、景観計画で定める景観形成重点地区など、特に良好な景観の保全が必要な地域について、マンセル表色系を用いた色彩基準を導入することとします。

◆参考資料①（景観計画で定める色彩基準（一般区域））



※建築物等の基調色の範囲（ただし、20%までは範囲外の色相の使用可能）

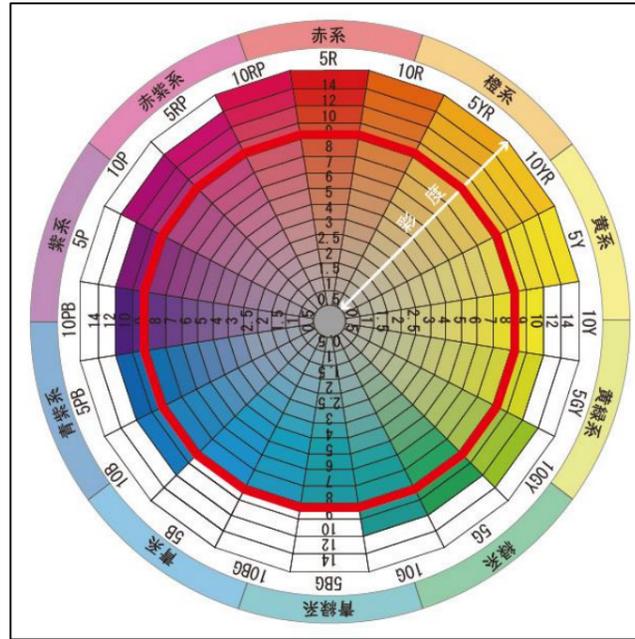
◆参考資料②（信号機の色相）

	色相	彩度	明度
赤	7.5R	14	5
黄	5YR	12	7
青	5BG	9	8

□注意事項

信号機のマンセル値は、機種（メーカー）や光の加減によって、色合いが変化します。

□色彩基準



色相	明度	彩度
全て	—	8以下

※表示面積の1/2を超える範囲に、上記の彩度以下の色彩を使用すること

□導入範囲

※ ■ で示す範囲に色彩基準を導入

規制区分（改正案）				自家用 広告物	一般 広告物	
禁止 地域	第1種	□現行の禁止地域の一部の区域（天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区を除く区域）		●	×	
	第2種	□主要交差点30m以内（4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域は除く。））		●	×	
許可 地域	第1種	□天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区		●	●	
	第2種	都市計画区域外	□用途白地地域	○	○	
			□住居系地域	—	—	
	第3種	都市計画区域	用途地域	□栗林公園周辺 □都市軸沿道（A, B）	○	○
	第4種			□工業系地域 □商業系地域	—	—
第5種	□工業系地域 □商業系地域			—	—	

※ただし、適用範囲については、次のとおりとする。

□適用範囲

区分	適用範囲
●	全ての広告物に適用（交差点内における一般広告物(案内用)を含む。)
○	一部の広告物に適用 自家用：高さ10m以上または面積20㎡(1面10㎡)以上 一般：高さ4m以上または面積10㎡(1面5㎡)以上

マンセル表色系について

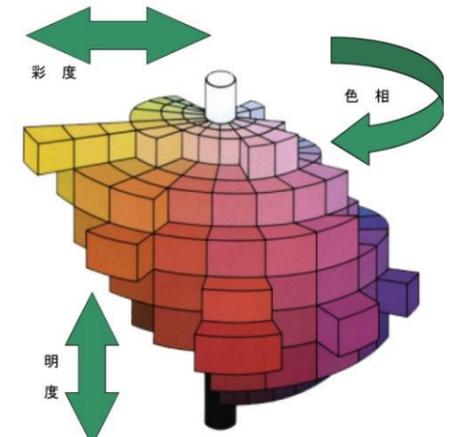
一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの尺度を組み合わせて表します。

●色相（いろあい）

色相は、10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、それを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。



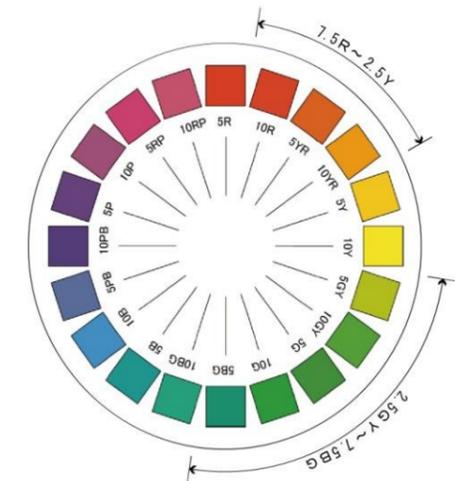
(参考1)マンセル色立体

●明度（あかるさ）

明度は、明るさの度合いを0～10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

●彩度（あざやかさ）

彩度は、鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、例えば赤の原色の彩度は16程度となります。



(参考2)マンセル色相環

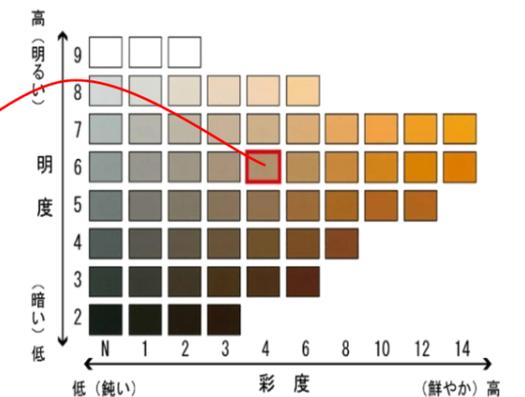
●マンセル値

色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。

5YR 6 / 4

5ワイアール 6 の 4

(色相) (明度) (彩度)



6 許可基準

【上乘せ基準等を反映】

地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進するため、景観計画で定める建築行為の景観形成基準と同様に、土地利用（都市計画制度）の規制に応じた許可基準を設定することとします。

設定に当たっては、他都市（中核市）が、土地利用（都市計画制度）と連動した許可基準を設定していることなどを踏まえ、概ね、その平均値を採用し、許可基準を見直すこととします。

□禁止地域における許可基準

※ ■ は色彩基準を導入

区分	対象範囲	自家用広告物	一般広告物
現行 (風致地区等)	□風致地区 □文化財周辺等	○	×
他都市 (中核市平均値)	□風致地区 □文化財周辺等	○	×
第1種 禁止地域	□現行の禁止地域の一部の区域（天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区を除く区域）	○	×
第2種 禁止地域	□主要交差点30m以内（4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域を除く。））	○	×

○禁止地域における一般広告物（案内用）の考え方

他都市（中核市）では、一定規模以下（下記参照）の一般広告物（案内用）について、設置を許可しているが、本市では、現行と変わらず許可しないものとします。

ただし、土地利用に応じた規制・誘導を図ることから、現行の禁止地域の一部（用途地域を定めている地区）を第1種許可地域とし、一般広告物（案内用）の設置を認めることとします。

許可基準

- 面積5㎡以下（1面2.5㎡以下） □高さ3m以下

◆上乘せ基準等◆

- 栗林公園景観形成重点地区（栗林公園から500m範囲）において栗林公園内の眺望地点から眺望される屋外広告物は禁止
- 高速道路から100mの範囲において、高速道路から眺望される一般広告は禁止
- LED（発光ダイオード）等を使用した屋外広告物のうち、表示内容が常に変化するものについては、表示面積を許可基準の1/3までとする。（面積を3倍で算定）
- 壁面広告の許可基準（1面当たり00㎡）において、複数の店舗等で構成される建築物（複合施設）については、店舗（広告主）単位で許可基準を適用する。（自家用広告物のみ）

□許可地域における許可基準

※ ■ は色彩基準を導入

区分	対象範囲	自家用広告物	一般広告物
現行 (主要道路沿線)		○	○
他都市 (中核市平均値)	きびしい（主に住居地域）	○	○
	ゆるやか（主に商業地域）	○	○
第1種 許可地域	□天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区	○	△
第2種 許可地域	□仏生山歴史街道 □都市軸沿道（C） □都市計画区域外	○	○
第3種 許可地域	□用途白地地域	○	○
第4種 許可地域	都市計画区域 用途地域 □住居系地域	○	○
第5種 許可地域	□栗林公園周辺 □都市軸沿道（A, B）	○	○
	□工業系地域 □商業系地域	○	○

商業地域を除外

□交差点から30m以内は、一般広告物（案内用）のみ許可する。ただし、交差点（主要交差点を除く。）内に設置可能な一般広告物（案内用）の要件を満たすこと。

一般広告物（案内用）の要件

- 面積：10㎡以下（1面5㎡以下） □店舗距離：1,000m以内
 □件数：4件以内（事業所単位） □色彩基準：適用
 □表示内容：事務所の名称、事務内容、事務所までの距離、電話番号、地図
 ※上記以外は表示不可（写真・絵等含む。）
 □除外規定：①商業地域を除外（案内以外でも交差点内に設置可能。）
 : ②地盤面から15m以上に設置されている広告は案内用以外も設置可能

□許可基準の見直し（案）（広告種類別）

※ は色彩基準を導入

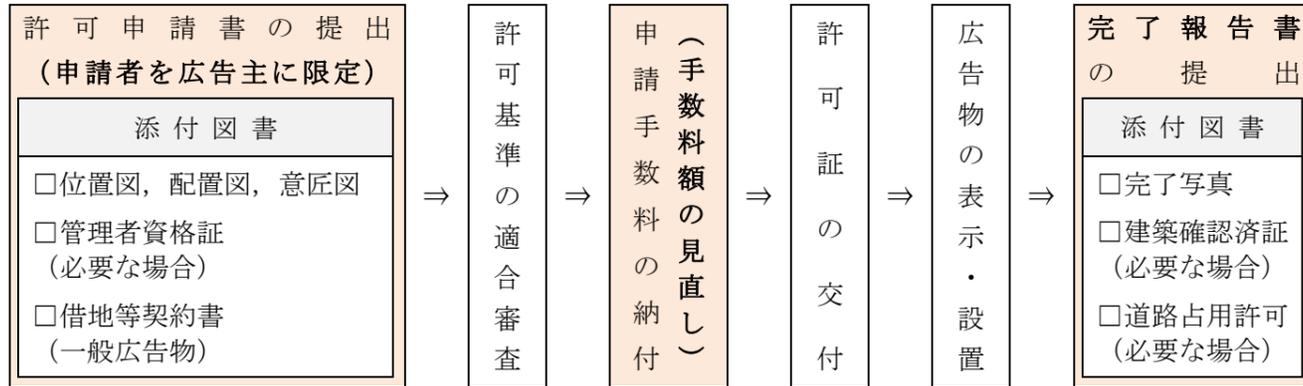
区分	広告板（広告塔含む。）		屋上広告		壁面広告		
	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物	
禁止地域	第1種 □面積 20 m ² 以下 （1面 10 m ² 以下） □高さ 10m以下	禁止	□面積 20 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下	禁止	□1面 10 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下	禁止	
	第2種 該当する土地利用に応じた許可基準を適用	禁止	該当する土地利用に応じた許可基準を適用	禁止	該当する土地利用に応じた許可基準を適用	禁止	
許可地域	第1種 □面積 30 m ² 以下 （1面 15 m ² 以下） □高さ 12m以下	案内用のみ許可 □面積 5 m ² 以下 （1面 2.5 m ² 以下） □高さ 3m以下 □広告物の相互間距離 5m以上	□面積 200 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下	禁止	□1面 30 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下	案内用のみ許可 □1面 2.5 m ² 以下 □高さ 12m以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 □広告物の相互間距離 5m以上	
	第2種 〃	□面積 30 m ² 以下 （1面 15 m ² 以下） □高さ 5m以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	〃	□面積 200 m ² 以下 □高さ 20m以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	〃	□1面 30 m ² 以下 □高さ 12m以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	
	第3種 〃	〃	〃	□面積 200 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	〃	□1面 30 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	
	第4種 □面積 50 m ² 以下 （1面 25 m ² 以下） □高さ 15m以下	〃	□面積 400 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下	□面積 400 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	□面積 400 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上	□1面 50 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下	□1面 50 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 30m以上
	第5種 〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

※上記以外の屋外広告物については、現行の『禁止地域』・『第1種許可地域』の許可基準を適用

7 許可申請手続き

適正な屋外広告物の表示・設置に向け、許可申請書の提出者を広告主に限定（例外規定：有）するとともに、広告物の表示・設置が完了した後に、「完了報告書」の提出を義務づけることとします。

□許可申請フロー

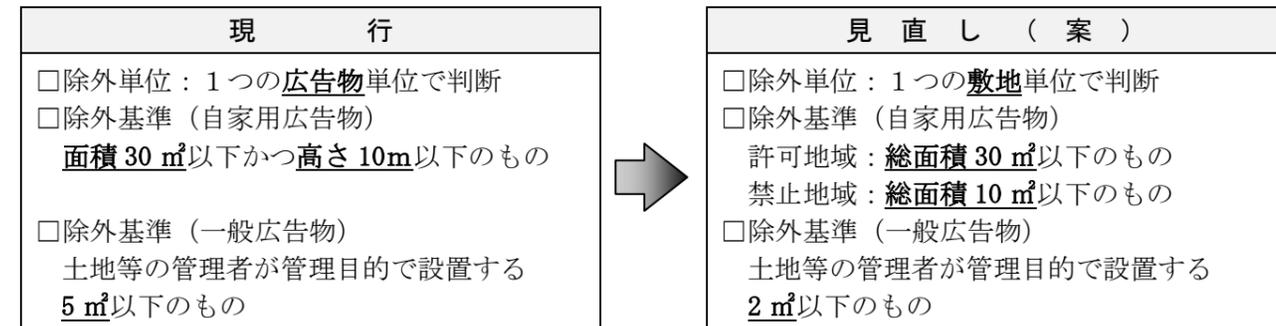


□例外規定

電柱広告など、設置規格が県内で統一されており、その設置物件の所有者等（電柱：NTT・四国電力等）が限定されているものについては、所有者等からの申請でも許可することとします。

8 適用除外（許可申請手続きが不要なもの）

適用除外の基準について、他都市（中核市）の適用除外の内容を踏まえ、自家用広告物については、広告物単位から敷地単位の表示面積で判断するとともに、一般広告物（管理目的に限る。）についても、その基準を見直すこととします。



個別の屋外広告物（単体）の判断基準から敷地（総量）の総合計の判断基準へ

広告種類	面積	判断基準	
		現行	見直し
広告板	50㎡	必要	必要
屋上広告	100㎡	必要	
壁面広告	25㎡	不要	
突出し広告	5㎡	不要	
合計	180㎡	—	

9 許可期間

許可期間については、規制対象物件ごとに定めており、屋外広告物を表示・設置する日から、立看板や広告幕等については60日以内、広告板や屋上広告、壁面広告等については3年以内と規定しています。

□許可期間

区分	許可期間
広告板、広告塔、アーチ広告、屋上広告、壁面広告、突出し広告、電柱広告	3年以内
上記以外の屋外広告物	60日以内

10 許可申請手数料

許可申請手数料については、屋外広告物の種別ごとに、許可申請書の審査に係る事務手数料として定めていますが、色彩基準の導入の伴う意匠の審査や、完了報告書の義務づけに伴う完了検査等の事務手続きの増加に伴い、許可申請手数料を見直します。

見直しに当たっては、許可基準と同様に他都市（中核市）の状況を参考に設定することとします。

(1) 他都市（中核市）の状況

□算出方法・上限額の設定および照明装置の有無による加算

区分	算出方法		上限額の有無		加算の有無		加算率（照明装置：無×加算率）				
	面積	その他	有	無	有	無	140%	150%	160%	200%	変動
都市数	41	0	4	37	25	16	1	9	2	6	7

□許可期間

区分	30日	60日	90日	180日	1年	2年	3年	5年
簡易広告	28	7	4	2				
電柱広告					18	7	15	1
広告板等					2	8	30	1

□許可申請手数料（簡易広告物等）

【高松市の許可期間（3年等）での比較】

区分	はり紙	はり札	立看板	広告幕	電柱広告	7-7広告	気球広告
高松市	400円	250円	400円	550円	350円	3,000円	1,000円
他都市	700円	90円	400円	500円	700円	5,000円	2,500円

□許可申請手数料（広告板・屋上広告・壁面広告等）

【高松市の許可期間（3年等）での比較】

区分	基本（照明装置：無）	照明装置：有
高松市	表示面積30㎡(6,400円)を基本として、10㎡増減する度に1,700円加算	表示面積30㎡(8,000円)を基本として、10㎡増減する度に1,800円加算
他都市	表示面積30㎡(9,200円)を基本として、10㎡増減する度に2,800円加算	基本（照明装置：無）×150%

(2) 規制対象物件（許可申請が必要な屋外広告物）

規制・誘導の見直しに伴い、規制対象物件となる広告物は、全体の39%（約13,530件）となります。また、表示面積が30㎡未満の広告物が全体の93%（約32,700件）を占めています。

□規制対象件数（見込）（見直し（案）の許可基準の場合） ※簡易広告および電柱広告除く。

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	35,070	100.0	31,820	90.7	3,250	9.3
許可申請必要	13,530	38.6	10,280	29.3	3,250	9.3
適用除外	21,540	61.4	21,540	61.4	—	—

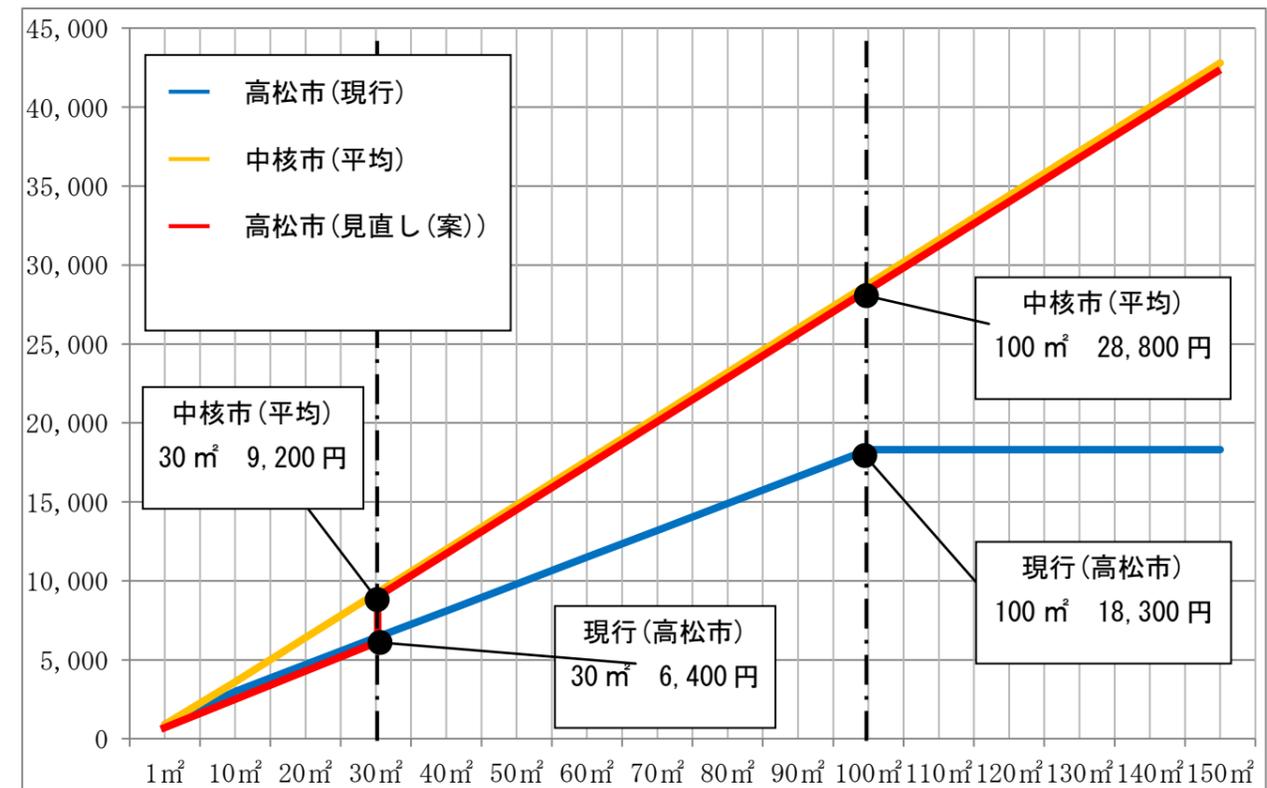
□表示面積別の規制対象物件数 ※適用除外については、敷地単位での判断に見直すため見込み

表示面積	全体			自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	Σ%	件数	%	件数	%
1㎡未満	8,564	24.4	24.4	適用除外8	—	558	1.6
1㎡以上～5㎡未満	15,153	43.2	67.6	13,530	38.6	1,619	4.6
5㎡以上～10㎡未満	4,194	12.0	79.6	3,516	10.0	678	2.0
10㎡以上～20㎡未満	3,412	9.7	89.3	3,134	8.9	278	0.8
20㎡以上～30㎡未満	1,440	4.1	93.4	1,380	3.9	60	0.2
30㎡以上	2,307	6.6	100.0	1,876	6.5	57	0.1
計	35,070	100.0		2,250	90.7	3,250	9.3

□許可申請手数料

区分	現行（高松市）		中核市（平均）	
	照明装置：無	照明装置：有	照明装置：無	照明装置：有
簡易広告物等	はり紙(100枚)	400	—	700
	はり札(1枚)	250	—	90
	立看板	400	—	400
	広告幕	550	—	500
	電柱広告	350	—	700
	アーチ広告	3,000	—	5,000
	気球広告	1,000	—	2,500
広告板等（表示面積別）	1㎡未満	900	1,500	900
	1㎡以上～5㎡未満	1,200	2,500	1,000
	5㎡以上～10㎡未満	1,700	3,000	2,400
	10㎡以上～20㎡未満	3,000	4,400	3,600
	20㎡以上～30㎡未満	4,700	6,200	6,400
	30㎡以上～	6,400円に30㎡を超える表示面積10㎡につき1,700円を加えた額(上限18,300円)	8,000円に30㎡を超える表示面積10㎡につき1,800円を加えた額(上限20,600円)	9,200円に30㎡を超える表示面積10㎡につき2,800円を加えた額(上限：無し)

□許可申請手数料（見直し案） 広告板等（照明装置がない場合）



◆屋外広告物手数料の見直し（案）の【考え方】について◆

□許可基準と同様に、広告板等（表示面積別に許可申請手数料を設定）の許可申請手数料について、他都市（中核市）の許可申請手数料を参考に見直し、上減額を撤廃することとします。

ただし、屋外広告物のうち約9割の広告物が表示面積30㎡未満であることを踏まえ、30㎡未満の広告物（広告板等）および簡易広告物等については、現行の許可申請手数料とします。

照明装置がない場合				照明装置を有する場合
基本面積	基本金額	加算面積	加算額	
30㎡	9,200円	10㎡	2,800円	照明装置が無い場合×150%

第5章 屋外広告物の適正化に向けた取組

1 既存不適格広告物への対応

本市においては、平成11年4月1日の中核市への移行に伴い、高松市屋外広告物条例を制定し、許可基準を見直しています。

それまでの許可基準（香川県屋外広告物条例）において、適法に表示・設置されていた広告物については、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行の屋外広告物条例に適合する広告物と同様に許可しています。

また、今回の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな既存不適格広告物が発生することから、経過措置期間等を見直すとともに、屋外広告物の適正化に向けた補助制度を創設することとします。

区分	経過措置	許可期間	許可条件	補助制度
現行	永年	3年更新 (適正物件と同様)	①掲出物件（支柱等）の改造不可 ②表示内容の変更可能	無
見直し（案）	10年 (それ以降は違反広告物)	1年更新	①掲出物件（支柱等）の改造不可 ②表示内容の変更可能（ただし、 禁止地域 は、同一広告主に限る。）	創設

□見直しイメージ（経過措置期間）

区分	条例改正	経過措置期間											...		
		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後				
規制対象地域内	適法	許可期間(3年)	...												
	既存不適格	許可期間(3年)	許可期間(1年)	違反広告											
規制対象地域外	申請不要	周知期間(1年)	許可期間(3年)												
	既存不適格	周知期間(1年)	許可期間(1年)	違反広告											

2 既存不適格広告物改修等補助制度（仮称）の創設

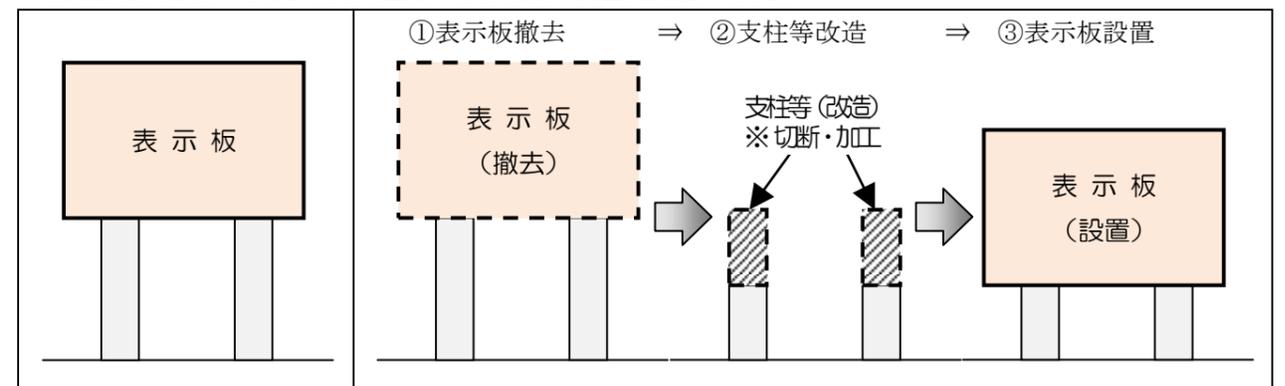
既存不適格広告物の改修や撤去に対する補助制度の創設については、その導入により、適法な広告物への促進が図られる可能性があります。導入による良好な景観の形成に及ぼす影響など、他都市での導入状況や、その効果等を十分に勘案し、慎重に制度内容（補助率・補助限度額）について検討することとします。

（1）補助対象（既存不適格広告物）となる件数および補助対象行為

区分	表示・設置件数		備考（補助対象行為）
	件数	%	
市全域	35,070	100.0	
規制対象	13,530	38.6	
既存不適格広告物	940	2.7	
許可基準不適合	900		対象行為 ① 高さ・表示面積の縮小 ② 設置位置の変更（移設） ③ 色彩の変更（意匠変更）
高さ	435		
表示面積	263		
設置位置	80		
色彩	122		
禁止地域等指定	40		対象行為 ① 設置位置の変更（移設）
主要交差点	22		
栗林公園眺望	18		
規制対象外（適用除外）	21,540	61.4	

※表示・設置件数については、H22年度調査結果より算出

■補助対象行為の事例（広告種類：広告板、不適合内容：高さ）



(2) 他都市（都道府県・政令市・中核市）の状況

□他都市の状況

■：最大値

■：平均値

中核市

区分	対象行為		対象地域			補助率 (%)	補助限度額 (千円)	
	改修	撤去	全域	一部地域				
				重点地域	禁止地域			
1	富山県(都)	○	○		○		50%	2,000
2	石川県(都)		○		○		50%	500
3	奈良県(都)	○	○		○	○	100%	1,000
4	長崎県(都)	○	○		○		40%	400
5	熊本県(都)	○	○			○	66%	2,000
6	神戸市(政)	○	○		○		33%	1,000
7	富山市(中)	○	○	○			33%	200
8	金沢市(中)		○	○			50%	500
9	長野市(中)	○	○	○			33%	300
10	奈良市(中)		○		○		50%	500
11	松山市(中)		○		○		50%	500
計	11都市	7	11	3	7	2		

◆高松市既存不適格広告物改修等補助制度（案）について◆

本市においては、「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、規制対象地域を市全域に拡大することや、許可基準の見直し、色彩基準の導入等、これまでの規制・誘導内容から大幅な見直しをすることにより、多数の既存不適格となる広告物が発生します。

市民・事業者からの御意見や他都市の状況等を踏まえ、**既存不適格となる広告物に対し、他都市と比較しても手厚い補助制度を創設**し、その適正化に向けた取組を強化することとします。

◆◆補助制度の考え方◆◆

□**基準不適合となる広告物**については、改修・撤去に対する**費用の一部（限度額：有）を補助**することとします。

□**新たに禁止地域に指定**する「主要交差点」や「栗林公園から眺望される広告物」については、良好な景観形成を図る重要な地域であることから、**早期に撤去する場合には、その費用の全部（限度額：有）を補助**することとします。

□補助率や補助限度額については、実情を踏まえ、改修や撤去に必要な費用等を十分に精査した上で、慎重に設定することとします。

3 是正指導事務の見直し

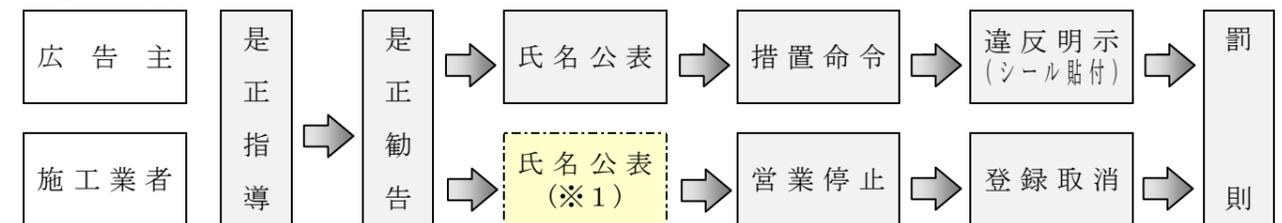
定期的なパトロール等の実施により、許可基準に不適合や許可申請書が未提出の「違反広告物」については、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

これまでの是正指導では、「広告主」が屋外広告物条例に違反していることを知らないことや、是正指導に従わない「施工業者」も見受けられることから、特に違反を繰り返す施工業者や広告主に対し、厳正な是正指導を実施するため、「是正指導事務処理要綱（仮称）」を策定するとともに、新たに悪質な施工業者の氏名公表制度を導入することとします。

また、計画的に違反広告物を把握するため、是正指導調査計画（仮称）を策定することとします。

(1) 違反広告物に対する現行の屋外広告物条例の規定

□是正指導等の流れ



※1…施工業者に対する『氏名公表』を導入。

是正指導事務処理要綱（仮称）による厳格な対応

□是正指導等の内容

区分	是正指導の内容
広告主	□違反広告物の適正化に向けた是正指導
施工業者	□広告主から違反広告物の表示・設置を依頼され、施工した行為に対する是正指導

◆◆是正指導事務の考え方◆◆

□違反広告物の減少に向け、毎年、屋外広告物適正化旬間の初日（9月1日）に、市民・事業者に対し、規制・誘導内容の重点的な周知・啓発を実施することとします。

□同日（9月1日）に、違反広告物を表示・設置している『広告主』に対し、『**是正指導（是正計画書等の提出要請）**』を実施することとします。

□厳正な是正指導を実施するため、**毎年、5～7月（3ヶ月間）を重点調査期間に設定し、違反広告物を調査**することとします。

□広告主からの**是正計画書等の提出により、『施工業者』が判明**した後、**施工業者に対し、是正指導を実施**することとします。

(2) 違反広告物の調査

重点調査期間（5～7月）において、違反広告物を調査するに当たり、その調査体制や調査地域を定め、厳正な是正指導を実施することとします。

◆ 違反広告物の調査の考え方 ◆

■ 調査体制

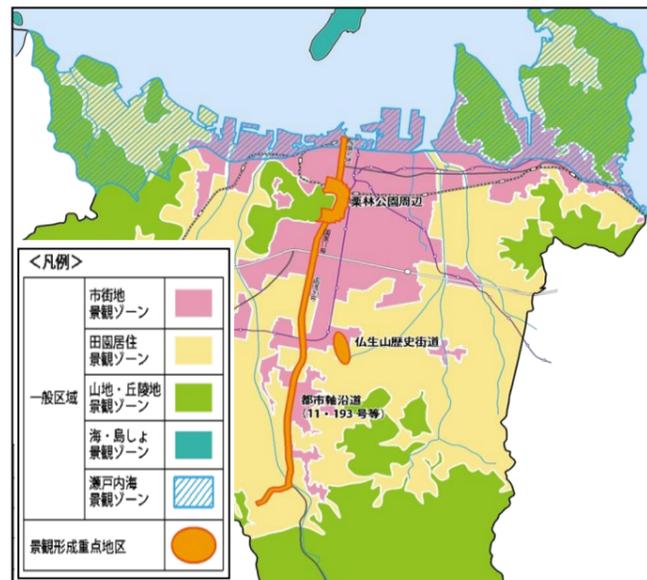
□重点調査期間（3ヶ月間）において、1班2名体制で調査することとします。

■ 調査地域

□市全域の屋外広告物（約35,000件）を調査し、厳正な是正指導を実施する必要があるが、美しいまちづくり（良好な景観形成）に及ぼす影響を考慮し、特に、良好な景観形成を推進する重要な地域である、**景観計画に定める『景観形成重点地区』から実施**することとします。

□景観形成重点地区における、条例適合状況（許可申請書の提出率等）に一定の成果が得られた後、**順次、調査地域を拡大**していくこととします。

□違反広告物調査地域



調査地域	調査地域
景観形成重点地区 ・栗林公園周辺 ・都市軸沿道 ・仏生山歴史街道	初年度 調査地域
市街地景観ゾーン	
田園居住景観ゾーン	順次 拡大
山地丘陵地景観ゾーン	
海・島しょ景観ゾーン	

4 継続的な周知啓発

違反広告物の減少に向け、屋外広告物に関する規制・誘導内容について、ホームページや広報紙（広報たかまつ）に掲載し、市民・事業者継続的に周知啓発を実施するとともに、屋外広告物の表示・設置に関係する広告主、施工業者や各種団体等を対象として、『説明会の開催』や『周知啓發文書の送付』を実施することにより、条例適合状況を向上させることとします。

5 表彰制度(美しいまちづくり賞(旧都市景観賞))

美しいまちづくりに特に寄与している建築物や屋外広告物の所有者等や、美しいまちづくりに関し、その活動が特に顕著であると認められる団体等を「高松市美しいまちづくり賞（旧都市景観賞）」として、おおむね4年ごとに表彰することとしています。（次回の表彰は平成27年度予定）

今後も、美しいまちづくり賞の一環として、高松のまちの顔となる優れた「屋外広告物」を表彰することにより、景観に関する市民・広告主・屋外広告物事業者の意識を高め、良好な景観の保全と創造を図っていくこととします。

■平成23年度 高松市美しいまちづくり賞 表彰作品

□建築物等に関するもの



□活動等に関するもの



6 屋外広告物デザインガイドライン(仮称)の策定

屋外広告物条例の規制対象となる広告物については、より周辺の景観と調和した広告物となるよう、許可基準の解説や配慮事項等を定め、広告主や施工業者が広告物の設置を検討する際の参考例・工夫例として活用できる「高松市屋外広告物デザインガイドライン（仮称）」を策定することとします。

第6章 規制・誘導内容の見直しに関するこれまでの経緯

年 月 日	会 議 等	審 議 内 容 等
平成 24 年 5 月 23 日	第 1 回 景観審議会	現行の屋外広告物に関する課題について
平成 24 年 7 月 30 日	第 2 回 景観審議会	見直しに向けた基本的な考え方について
平成 24 年 10 月 9 日	第 3 回 景観審議会	規制・誘導内容の見直し（素案）について
平成 24 年 11 月 2 日	説明会の開催	〃
平成 24 年 11 月 5 日	参考意見の募集	募集期限：平成 24 年 11 月 30 日 意見数：205 件
平成 25 年 1 月 29 日	第 4 回 景観審議会	参考意見を踏まえた見直し（案）について
平成 25 年 2 月 15 日	市議会建設水道調査会	〃
平成 25 年 2 月 25 日	パブリック・コメントの実施	募集期限：平成 25 年 3 月 15 日 意見数：0 件
平成 25 年 3 月 26 日	第 5 回 景観審議会	見直し（案）および附帯意見を市長に提出

■景観審議会からの附帯意見

- 違反広告物の減少に向けた取組の強化について**
違反広告物の広告主や施工業者に対しては、公平性・透明性を確保した上で、厳正な是正指導を講じるとともに、違反広告物の減少に向け、より実効性ある対応が図られるよう、取組の強化に努められたい。
- 不適格となる広告物に対する補助制度の創設について**
規制・誘導内容の見直しにより、不適格となる広告物については、できるだけ早期の改修が図られるよう、効果的な補助制度の創設を検討されたい。
- 規制・誘導内容の定期的な見直しの検討について**
屋外広告物の規制・誘導内容については、総合計画などの上位計画や、都市計画に定める土地利用の規制と整合性を図りながら、定期的に、地域の実情を把握し、その見直しに努められたい。
特に、住居系の用途地域においては、先進都市における取組事例等を参考に、よりきめ細やかな規制・誘導方針について検討されたい。
- 市民等への周知・啓発について**
屋外広告物の規制対象地域を市全域に拡大するなど、規制・誘導内容の大幅な見直しとなることから、改正する屋外広告物条例の施行に当たっては、十分な周知期間を設け、市民・事業者等に対し、適切な周知・啓発に努められたい。
- 美しいまちづくりの推進について**
美しいまちづくりの実現に向けては、市民や事業者との協働の下、一体的に取り組む必要があることから、あらゆる機会を捉え、効果的な情報発信等に努めるとともに、引き続き、関連する施策・事業等の推進に努められたい。

第7章 今後のスケジュール（案）

事項	平成 25 年												平成 26 年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
屋外広告物条例関係																
屋外広告物条例																
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 条例改正手続き ・ 検察協議 ・ 例規審査等 </div>							条例改正 (9月議会)	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 周知期間（6ヶ月） </div>				〇	〇	〇	〇
	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> 説明会の開催（屋外広告物の改正内容の周知啓発） </div>															
条例改正に向けた検討事項																
条例改正（案）	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 屋外広告物の規制・誘導内容の見直し（案）等の提出 </div>															
補助制度（案）	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 既存不適格広告物改修等補助制度要綱（仮称）の検討 </div>							〇	要綱制定							
是正要綱（案）	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 是正指導事務処理要綱（仮称）の検討 </div>							〇	要綱制定							

参考資料 高松市の土地利用規制状況（都市計画制度）

本市では、行政面積37,514haの約64%（23,980ha）を都市計画区域に指定していますが、このうち用途地域（約6,427ha）については、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどの形態を規制・誘導するための基準を定めています。

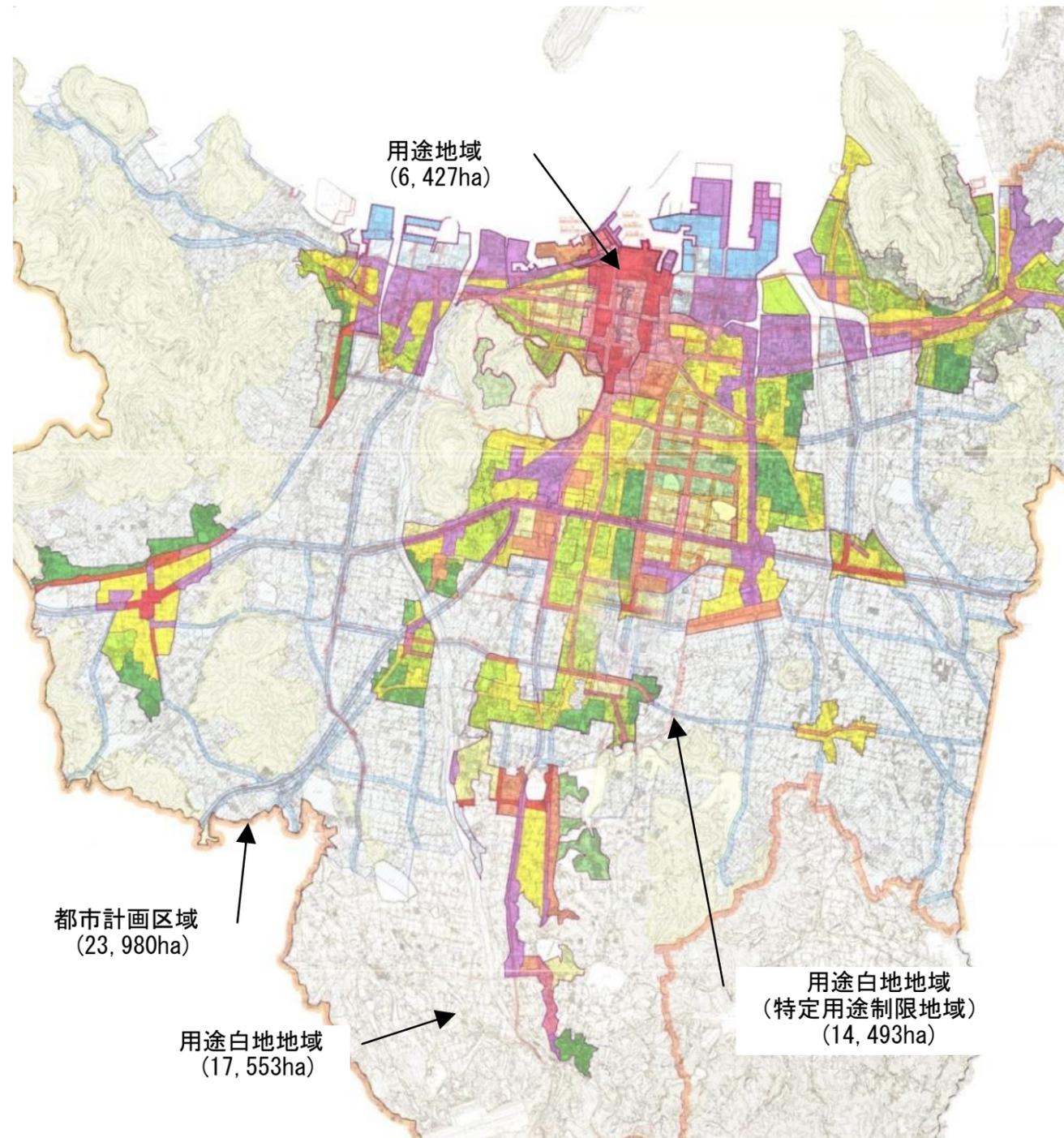
また、郊外部の用途白地地域（約17,553ha）のうち、約83%（14,493ha）については、特定の用途の建築物を規制する特定用途制限地域を指定しています。

区 分	面 積		建築物の規制内容	
	ha	%	高さ	建蔽/容積率
市全域	37,514	100.0		
都市計画区域	23,980	63.9		
用途地域	6,427	17.1		
商業地域	265	0.7	-	80/600
近隣商業地域	432	1.2	-	80/300
工業専用地域	156	0.4	-	60/200
工業地域	191	0.5	-	60/200
準工業地域	1,134	3.0	-	60/200
第一種住居地域	1,300	3.4	-	60/200
第二種住居地域	438	1.2	-	60/200
準住居地域	94	0.3	-	60/200
第一種中高層住居専用地域	941	2.5	-	60/200
第二種中高層住居専用地域	440	1.2	-	60/200
第一種低層住居専用地域	887	2.4	10m	60/100
第二種低層住居専用地域	149	0.4	10m	60/100
用途白地地域	17,553	46.8		
用途白地地域	3,060	8.2	-	70/200
特定用途制限地域(幹線沿道)	950	2.5	12m	60/200
特定用途制限地域(一般)	13,543	36.1	10m	60/100
都市計画区域外	13,534	36.1	-	-

※建築物の規制内容については、代表的な基準を記載。

都市計画制度に基づき、良好な市街地景観の形成を目的に、地区別に建築できる建築物の用途や高さ等の制限を設けており、郊外部に行くほど、大規模な建築物を建築することはできなくなっています。

■都市計画図



種 類	記号
都市計画区域界	赤い点線
第一種低層住居専用地域	緑色の斜線
第二種低層住居専用地域	黄緑色の斜線
第一種中高層住居専用地域	黄色の斜線
第二種中高層住居専用地域	淡黄色の斜線
第一種住居地域	黄色
第二種住居地域	オレンジ色
準住居地域	赤色
近隣商業地域	赤い斜線
商業地域	赤い斜線
工業地域	赤い斜線
工業専用地域	青色
準工業地域および特別用途地区(大規模集客施設制限地区)	紫色
特定用途制限地域	
幹線沿道型	幅50m: 水色
	幅30m: 淡水色
幹線沿道型以外	環境保全: 黄色斜線
	上記以外: 水色斜線